

おかやま省エネ家電購入・住宅断熱リフォーム応援キャンペーン事業 委託仕様書

1 業務の目的

エネルギー価格の高騰による家庭における光熱費の負担の軽減や、温室効果ガス排出量の一層の削減に資するため、岡山県（以下「県」という。）は、県民が行う省エネ性能の高いエアコン等の家電購入及び窓の断熱リフォームを支援する事業を実施する。

2 業務名

おかやま省エネ家電購入・住宅断熱リフォーム応援キャンペーン事業

3 業務内容

受託者は以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については委託者と協議し、調整の上、決定すること。

区分	仕様
事業の概要	(1) 名称 おかやま省エネ家電購入・住宅断熱リフォーム応援キャンペーン
	(2) 概要 実施期間中、①対象店舗において対象製品を購入した者又は②対象となる断熱リフォームを行った者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付
	(3) 対象者 県内に住所を有する個人であって、自らが居住する住居に対象製品等の設置又は断熱リフォームを行う者
	(4) 対象製品等 ①統一省エネラベルにおいて一定以上の評価であるエアコン、電気冷蔵庫及びLED照明器具 ②国の先進的窓リノベ 2026 事業に交付申請した窓の断熱リフォーム
	(5) ポイント等交付原資 1,350,000,000 円以上
事業の実施期間	対象店舗の募集期間、対象製品の購入がポイント等交付の対象となる期間（購入対象期間）及びポイント等交付申請受付期間は、以下を基本とし、委託契約締結後、委託者との協議により決定するものとする。なお、ポイント等交付申請受付期間については、ポイント等の交付状況等により、委託者と受託者の協議により期間を変更する場合がある。
	(1) 対象店舗の募集期間 初期募集：令和8年5月1日（金）から購入対象期間開始の2週間前まで ※なお、募集期間終了後も随時、追加登録を可能とすること。
	(2) 購入対象期間 令和8年6月中旬から令和8年12月31日（木）まで
	(3) ポイント等交付申請受付期間 令和8年6月中旬から令和9年1月15日（金）まで

<p>事務局の設置</p>	<p>受託者において事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や委託者との連絡調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の設置期間は、契約締結日から委託契約終了日までとすること。 ・事務局は、受注者が確保する場所において設置すること。 ・事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。 ・統括責任者は本業務に類似するポイント交付業務を遂行した実績を有する者を置くこと。 ・統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。 ・統括責任者と別に対象者へのポイント等の交付等の業務を行うスタッフを5名置くこと。なお、スタッフの業務実施期間は購入対象期間の開始日からポイント等交換申請受付期間終了日までとすること。
<p>専用サイトの設置及び維持・管理</p>	<p>(1) 事業に係る専用サイト（ホームページ）の設置</p> <p>次の内容・機能をもつ専用サイトを設置し、委託契約が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。</p> <p><専用サイトの内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の告知 ・省エネ家電の導入及び窓断熱のメリットを伝える内容 ・参加店舗リストの閲覧・検索 ・対象製品リストの閲覧・検索 ・キャンペーンへの参加を希望する店舗からの登録申請受付 ・対象製品購入者及び対象となる断熱リフォーム実施者からのポイント交付申請受付 ・申請者に分かりやすく申請方法を伝える内容 ・質問事項の受付、FAQ（よくある質問事項）の掲載 ・委託者が指定する情報へのリンク <p><専用サイトの要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県ウェブアクセシビリティ方針に準拠していること。 ・利用者が閲覧しやすいものとする。特に、スマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、スマートフォンユーザにも配慮したものとする。 ・Windows、MacOS、iOS、AndroidのOSに対応する主要なブラウザ（MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari等）で閲覧可能であること。 ・個人情報を取り扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施すること。 ・専用サイトの作成に当たっては、構成・デザイン等の案を委託者に提出の上、委託者と協議して内容を決定すること。 <p>(2) 県管理用画面の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時のポイント交付状況が確認できる管理用画面を用意し、日別、店舗別、品目別、ポイント種別等の区分ごとに最新のポイント交付件数・額が確認できるようにすること。 ・県管理用画面は、県担当者以外の者が閲覧できないようにすること。

<p>コールセンターの設置</p>	<p>キャンペーンに関する各種問い合わせに電話対応するコールセンターを設置すること。</p> <p>なお、コールセンターについての基本的事項は以下のとおりとすること。</p> <p>【コールセンターの開設期間】</p> <p>令和8年5月1日（金）から令和9年1月15日（金）まで</p> <p>※期間中の毎日（原則、土・日・祝日を含む） 午前10時から午後7時まで（12月29日から1月3日までの期間を除く。）</p> <p>【基本事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターにコールセンター業務全体を統括する責任者を1名置くこと。 ・責任者とは別に問い合わせに対応するスタッフを5名置くこと。 ・コールセンターの運営に必要な電話設備等の一切については受託者が用意すること。 ・頻出する問い合わせ事項についてはFAQとしてまとめ、専用サイト上に掲載すること。 ・FAQの内容は、随時更新することとし、内容について事前に委託者の承認を得ること。
<p>キャンペーンに係る広報</p>	<p>(1) 広報に当たっては、専用サイトへのコンテンツ掲載や、ポスター、チラシ等の広報物の作成・配布のほか、各種広報媒体を活用し、県民及び店舗等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。</p> <p>(2) ポスターチラシについてはいずれも電子データを作成の上、専用サイトに掲載し、ポスターについては印刷物として対象店舗に送付すること。</p> <p>(3) 印刷物の内容及び仕様等については、委託者と協議の上決定すること。</p> <p>(4) 岡山県が行うアースキーパーメンバーシップ推進事業におけるアースキーパー会員募集の周知を図ること。なお、ポイント等の交付申請の際のアースキーパー会員登録は必須としない。</p>
<p>キャンペーン対象店舗の募集及び登録等</p>	<p>(1) 店舗からの申請により、キャンペーン対象店舗を登録する。</p> <p>(2) 登録申請は、専用サイトからのオンライン申請又は紙による申請により随時受け付けること。</p> <p>(3) 対象店舗の登録要件は、次のとおりとする。</p> <p>【登録要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 岡山県内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。（EC店舗等は対象外とする。） ② 省エネラベルの表示等により、顧客に省エネ性能等について適切に案内をすること。 ③ キャンペーンの実施に必要な手続等を行うこと。 ④ キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに委託者に報告すること。 ⑤ キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を遵守すること。 <p><対象店舗の登録・公表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たす店舗を対象店舗として登録し、専用サイトにおいて対象店舗のリスト等を掲載する等により周知すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・対象店舗のリストについては、市町村単位で整理する、キーワード検索等を可能にする等、利用者が閲覧しやすいものとするよう工夫を施すこと。
	<p><対象店舗への印刷物等の送付></p> <p>対象店舗の登録後、速やかに対象店舗に以下の印刷物等を送付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において必要なオペレーションを説明するマニュアル ・対象製品を購入等した者がポイント等の交付を申請する際に入力が必要となる固有のコードを付したチケット（以下「キャンペーンチケット」という。） ・キャンペーン用チラシ、ポスター ・その他、県から受託者にあらかじめ送付するデータにより作製する印刷物
	<p><対象店舗の登録取消し></p> <p>次のいずれかに該当する対象店舗があることが判明した場合は、速やかに委託者に報告し、委託者が指示した場合は当該店舗の登録を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令、条例等に違反している場合 ・登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合 ・その他、対象店舗として不適当と認められる場合
	<p><対象製品リストの作成・更新></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者は委託契約締結後速やかに、専用サイトに対象製品リストを掲載し、1週間に1回以上の頻度で当該リストを更新すること。 ・対象製品リストの更新に当たっては、「省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp)」に掲載される製品のうち、別表の「能力・サイズ」及び「統一省エネラベル省エネ性能」の条件に該当する製品を抽出した上、各品目のポイント額を設定すること。
対象者へのポイント等交付	<p><ポイント等の種類></p> <p>キャッシュレス決済サービスのポイント（以下「ポイント」という。）5種類以上、商品券又は汎用型プリペイドカード（以下「商品券等」という。）1種類以上から選択できること。</p>
	<p><ポイント等の交付額></p> <p>製品ごとに省エネ性能等に応じて県が設定する額を交付額とする。（別紙参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン：1万～5万ポイント（購入金額の1/5から1/4） ・電気冷蔵庫：1万～5万ポイント（購入金額の1/5から1/4） ・LED照明器具：5千～5万ポイント（一式の購入金額の1/4） ・断熱リフォーム：3万～12万ポイント（先進的窓リノベ2026事業の交付決定額の1/3）
	<p><ポイント等交付に係る手続について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイント等の交付申請手続は、原則として、専用サイトからのオンライン申請とするとともに、書面による申請も可能とすること。 ・申請方法の決定に当たっては、不正な申請を防ぐための措置を講ずるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用する者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。

【ポイント等交付の流れ（オンライン申請）】

・省エネ家電の場合

- ① 登録店舗は、対象製品購入者が岡山県内在住者であること、対象製品の設置場所が岡山県内であることを確認の上、購入者に専用サイトにアクセスするためのキャンペーンチケットを交付
- ② 購入者がパソコン、スマートフォン等から専用サイトにアクセスし、必要情報を入力・必要なデータを添付し送信
- ③ 事務局において申請データ等を受信し、内容を審査

・窓断熱リフォームの場合

- ① 断熱リフォームを行った者がパソコン、スマートフォン等から専用サイトにアクセスし、必要情報を入力・必要なデータを添付し送信
- ② 事務局において申請データ等を受信し、内容を審査

【ポイント等交付の流れ（書面申請）】

・省エネ家電の場合

- ① 登録店舗は、対象製品購入者が岡山県内在住者であること、対象製品の設置場所が岡山県内であることを確認の上、購入者に郵送用の申請書類一式を交付
- ② 購入者が申請書類に必要情報を記入し、必要な申請書類一式を送付
- ③ 事務局において申請書類等一式を受理し、内容を審査

・窓断熱リフォームの場合

- ① 登録店舗は、断熱リフォームを行った者から要請があれば、郵送用の申請書類一式を交付
- ② 断熱リフォームを行った者が申請書類に必要情報を記入するとともに必要な申請書類一式を送付
- ③ 事務局において申請書類等一式を受理し、内容を審査

【申請時に入力が必要となる項目】

(1) 申請者情報

申請者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、世帯主氏名

(2) 購入等情報

省エネ家電：対象製品購入日、購入店舗、購入品目、製品型番、対象製品の購入金額、キャンペーンチケットに記載の固有コード

窓断熱リフォーム：対象工事完了日、施工業者、交付申請（先進的窓リノベ2026）情報（申請日、交付決定額）

(3) 添付資料

共通：現住所がわかる本人確認証（運転免許証、マイナンバーカードの表面、等）の画像

省エネ家電：対象製品購入に係るレシート画像、保証書画像

窓断熱リフォーム：交付決定通知書（先進的窓リノベ2026）の写し

(4) ポイント等の選択

交付を希望するポイント等の種類

(5) その他

委託者が設問をしているアンケートへの回答

※専用サイトの入力画面においては、購入店舗、購入品目等はプルダウン等による選択式とするなど、利用者が入力しやすいよう配慮すること。

	<p><ポイント等交付申請に係る審査></p> <p>受託者は、対象製品購入者からポイント等の交付申請があったときは、キャンペーンチケット固有コード若しくは先進的窓リノベ 2026 交付申請書の写しによりポイント等交付の対象であることを確認の上、申請データに係る入力内容及び添付書類に基づき、以下の審査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類（添付書類含む。）に不足がないこと。 ・申請者が岡山県民であること。（入力により確認） <p>（省エネ家電等の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入品が対象製品であり、新品購入であること。（入力、レシート、保証書により確認） ・購入日が対象期間内であること。（入力、レシート、保証書により確認） ・購入先が対象店舗であること。（入力、レシート、保証書により確認） <p>（窓断熱リフォームの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工場所が申請者の住居地であること（入力、交付申請書の写しにより確認） ・その他、委託者が必要と認める内容
	<p><ポイント等の交付></p> <p>審査の結果、適当と認めるものについては、有効な申請があった日から起算して10日程度以内に申請者に対しポイントの交換に必要なコード番号等又は商品券等を交付すること。</p> <p>なお、申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、申請者に確認の上、入力内容の修正や添付書類の追加提出を受け付ける等の対応を行うものとするが、ポイントの交付が不適と認められる申請については、申請者に対し、ポイント交付が不可の旨及びその理由について、電子メール等により通知すること。</p>
返品対応	<p>購入者が対象店舗に対してキャンペーン対象製品を返品した場合は、以下の手順により対応するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象店舗は、キャンペーンのコールセンター（店舗用）に対象製品の返品があった旨を連絡する。 ② 事務局は、返品に係る手続を行うために必要となる次号に掲げる書類を事務局に送付するための封筒（以下「返信用封筒」という。）に必要な料金分の切手を貼付したものを当該店舗に送付する。 ③ 当該店舗は、別に定める返品対応書式に必要事項を記載の上、次に掲げるものを添えて、返信用封筒により事務局に送付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンチケット（紛失の場合を除く。） ・対象製品の購入時に対象店舗から発行されたレシート又は領収書 ・対象製品のメーカー保証書（未発行、紛失等の場合を除く。） ④ 事務局は、返品があった対象製品に係るポイント等の交付手続を行わないよう記録する等の必要な処理を行う。
実績報告書	<p>事業終了後、受託者から委託者へ実績報告書を提出すること。実績報告書の内容及び提出方法等については、委託者の指示に従うこと。</p>

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月5日（金）まで

4 委託限度額

1, 520, 290, 000円（ポイント等原資分及び消費税及び地方消費税を含む。）
委託料のうち、ポイント等原資分は1, 350, 000, 000円以上とする。
※委託料の支払は実績による。

5 成果品の提出

次の成果品を作成し、令和9年2月5日（金）までに岡山県環境文化部脱炭素社会推進課に提出すること。

- ・ 2に係る実績報告書 2部
- ・ 上記の電子データ 1式

6 委託用務に係る留意事項

- (1) 本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本業務に係る契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
- (3) 具体的な業務の進め方、業務内容については、事業着手前に県と協議するものとする。
- (4) 本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (5) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- (6) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (7) 県の承認を得た場合を除き本業務の再委託を禁止する。ただし、一括再委託は認めない。
- (8) 本業務の遂行上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (9) 資料の収集については、県が提供するものを除き、原則として受託者の責任において行う。
- (10) 本業務の遂行に当たり、役割分担・責任体制を明確化するとともに、受託者は県との連絡を密にすること。
- (11) 本業務の遂行に当たり、不明又は不審な点、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、直ちに県と協議すること。
- (12) その他必要な事項は、岡山県財務規則の規定による。

7 情報セキュリティに関する受託者の責任

- (1) 受託者は、岡山県セキュリティポリシー及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。
- (2) 受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USBメモリ等）に岡山県に関連する情報を保存すること及び本業務に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。
- (3) 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、担当職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、岡山県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。

- (4) 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について岡山県が改善を求めた場合には、岡山県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- (5) 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに担当職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
- ①情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、岡山県の承認を得た上で実施すること。
 - ②発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、岡山県へ提出して承認を得ること。
 - ③再発防止対策を立案し、岡山県の承認を得た上で実施すること。
 - ④上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

(別表)

品目	統一省エネラベル省エネ性能	補助率	ポイント額 (円)
エアコン	★3以上	購入金額の5分の1 (千円未満切り捨て)	上限：50,000ポイント 下限：10,000ポイント
	★4以上	購入金額の4分の1 (千円未満切り捨て)	
電気冷蔵庫	★2以上 かつ省エネ基準達成率100%以上	購入金額の5分の1 (千円未満切り捨て)	
	★4以上 かつ省エネ基準達成率100%以上	購入金額の4分の1 (千円未満切り捨て)	
LED照明器具	シーリング・ペンダントタイプ等 ★4以上	購入金額の4分の1 (千円未満切り捨て)	上限：50,000ポイント 下限：5,000ポイント
窓断熱	先進的窓リノベ2026に係る交付申請を行ったリフォーム工事	交付金額の3分の1 (千円未満切り捨て)	上限：120,000ポイント 下限：30,000ポイント